

- 2 甲及び乙は、相手方より開示された秘密情報を、相手方の承諾を得ることなく、別表1の情報検討代表者及び情報検討担当者以外で本目的遂行にあたって当該秘密情報を知る必要のある最小限の自己の役員、従業者、乙の教職員及び乙に在籍する学生（以下、併せて「本件関係者」という。）以外に開示してはならない。
- 3 前項の定めにかかわらず、本件関係者以外の第三者に開示が必要な場合には、情報検討代表者が本検討に必要と認めた者を記録の上、相手方の承諾を得た後に開示することができるものとし、開示を希望した甲又は乙は、被開示者に本契約内容を遵守させなければならない。
- 4 甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を、本目的のためにのみ利用できるものとし、本目的以外に利用するにあたっては相手方の書面による事前の承諾を得なければならない。
- 5 甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を、本目的遂行に必要な場合を除き、相手方の書面による事前の承諾なしに複写又は複製してはならない。複写又は複製を行った場合には、甲及び乙は当該複写物及び複製物も秘密情報として同様に扱う。

第4条（秘密情報の返却、廃棄）

甲及び乙は、本契約が満了若しくは終了した場合、又は契約期間中において相手方から書面による要求があった場合は、原則として、相手方から開示された有形の秘密情報及び複写、複製の全てを、遅滞無く返却するものとする。ただし、相手方が認める場合は廃棄処分を行い、廃棄日、廃棄物、廃棄方法を書面で通知することにより返却に替えることができるものとし、相手方が返却や廃棄の必要がないと認めるものについては、この限りでない。

第5条（公表等の禁止）

甲及び乙は、相手方の書面又は電子メールによる事前の承諾なく、本目的及び本契約の存在、内容については、公表も第三者への開示もしてはならないものとする。

第6条（損害賠償）

甲又は乙は、相手方の責に帰すべき事由により損害（現実には生じた直接かつ通常の損害に限り、逸失利益を含まない。）を被った場合、相手方に対して当該損害の賠償を請求することができるものとする。

第7条（秘密情報の契約不適合責任）

甲及び乙は、相手方に対し、自己が開示した秘密情報に不適合があった場合でも、契約不適合責任を含む一切の責任を負わないものとし、それらについて一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

第8条（契約の有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、**契約締結の日にかかわらず、202●年●月●日から本目的が終了し、共同研究契約の締結される日、又は、202●年●月●日のうちいずれか早く到来**

する日までとする。ただし、甲乙協議のうえ、この期間を短縮又は延長することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条「秘密情報」、第3条「秘密情報の保持」、第5条「公表等の禁止」、第6条「損害賠償」、第7条「秘密情報の契約不適合責任」及び第12条「管轄裁判所」の規定は本契約失効後2年間有効とする。

第9条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと

- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと

- (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

- 2 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

- (1) 前項第一号の確約に反する申告をしたことが判明した場合

- (2) 前項第二号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

- (3) 前項第三号の確約に反する行為をした場合

- 3 甲又は乙は、前項により本契約を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

第10条（輸出管理）

本契約において秘密に該当するか否かに係わらず、受領者が受領したいかなる情報及び本研究により創造された情報、またこれら情報のいかなる部分は、適用される法律、規則に従い許される場合を除いて、いかなる国へも輸出されないものとする。

第11条（協議）

本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

第12条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

202●年●●月●●日

甲 【住所】
【企業名】
【締結者職名】 【締結者氏名】

乙 ※本学の受入機関代表者を記入します。
【住所】
【企業名】
【締結者職名】 【締結者氏名】

別表 1

	氏名	所属 職名
甲	● ● ● ● ※	
	情報検討代表者連絡先 〒 TEL: - - Email: @ .	
乙	● ● ● ●	
	情報検討代表者連絡先 〒 TEL: - - Email: @ .	

※情報検討代表者：甲及び乙の情報検討担当者のうち代表となる者